

「保険金等お支払状況について（2017 年度下半期分）」

2018 年 6 月 29 日
 プルデンシャル生命保険株式会社

2017 年度下期（2017 年 10 月～2018 年 3 月）における保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数及び内訳は、以下のとおりです。

＜保険金等のお支払件数、お支払非該当件数およびその内訳＞ (単位：件)

区 分	保険金					給付金						合計
	死亡保険金	災害保険金	高度障害保険金	その他	合計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障害給付金	その他	合計	
詐欺取消・詐欺無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
告知義務違反	5	0	0	1	6	0	13	10	0	0	23	29
重大事由解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
免責事由該当	19	0	1	0	20	0	5	3	0	0	8	28
支払事由非該当	(※1) 7	1	70	2	80	0	(※2) 298	121	0	0	419	499
その他 (※3)	0	0	0	8	8	0	5	3	0	0	8	16
お支払い 非該当件数合計	31	1	71	11	114	0	321	137	0	0	458	572
お支払い件数	1,990	15	74	146	2,225	61	25,483	22,451	9	42	48,046	50,271

(※1) リビング・ニーズ特約件数

(※2) 通院給付金および自宅療養給付金の合計件数を含む

(※3) 責任開始前のがん診断確定による無効

上記件数につきましては、生命保険協会にて策定した基準に則ってお支払い件数、お支払い非該当件数を計上しております。

<半期毎の時系列推移表>

		お支払い件数	お支払い非該当件数
2008年度	下半期	39,996件	594件
2009年度	上半期	39,873件	507件
	下半期	39,904件	468件
2010年度	上半期	40,274件	474件
	下半期	40,587件	473件
2011年度	上半期	41,882件	440件
	下半期	42,818件	457件
2012年度	上半期	42,782件	452件
	下半期	43,741件	481件
2013年度	上半期	44,186件	424件
	下半期	44,719件	447件
2014年度	上半期	45,102件	461件
	下半期	46,296件	492件
2015年度	上半期	46,756件	497件
	下半期	49,864件	636件
2016年度	上半期	47,979件	636件
	下半期	49,665件	704件
2017年度	上半期	48,601件	464件
	下半期	50,271件	572件

以上

＜用語のご説明＞

区 分	解 説
詐欺無効	ご契約の締結、復活または復旧に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、ご契約を無効とし、お払いただいた保険料の払戻はいたしません。該当契約がある場合は、死亡保険金や入院給付金などの支払事由に応じて件数を記載しております。
不法取得目的無効	保険契約者が保険金・給付金を不法に取得する目的または他人に保険金・給付金を不法に取得させる目的をもってご契約を締結、復活または復旧したときは、ご契約を無効とし、お払いただいた保険料の払戻はいたしません。該当契約がある場合は、死亡保険金や入院給付金などの支払事由に応じて件数を記載しております。
告知義務違反	告知していただいた内容が事実と相違していたため、ご契約が解除された場合、保険金・給付金のお支払事由が生じていても、保険金・給付金をお支払することはできません。また、保険料のお払込みも免除いたしません。該当契約がある場合は、死亡保険金や入院給付金などの支払事由に応じて件数を記載しております。
重大事由解除	保険金・給付金を詐取する目的または他人に保険金・給付金を詐取させる目的で事故を起こした場合など、約款に定める事由に該当し、ご契約が解除された場合、保険金・給付金のお支払事由が生じていても、保険金・給付金をお支払することはできません。また、保険料のお払込みも免除いたしません。該当契約がある場合は、死亡保険金や入院給付金などの支払事由に応じて件数を記載しております。
免責事由該当	生命保険契約の約款では、保険金・給付金ごとにお支払できない事由を定めており、ご請求いただいた内容がこのお支払できない事由に該当する場合は保険金・給付金のお支払対象となりません。以下の事例のような該当契約がある場合は、死亡保険金や入院給付金などの支払事由に応じて件数を記載しております。 例 1. 死亡保険金の場合 ・ 責任開始日(復活日・復旧日)から2年以内の被保険者の自殺 ・ 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死 例 2. 入院給付金・手術給付金の場合 ・ 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 など
支払事由非該当	生命保険契約の約款では、保険金・給付金ごとにお支払いする事由を定めており、ご請求いただいた内容がこのお支払する事由に該当しない場合は保険金・給付金のお支払対象となりません。以下の事例のような該当契約がある場合は、死亡保険金や入院給付金などの支払事由に応じて件数を記載しております。 例 1. 障害に対する診断書が提出されたが、約款所定の障害状態に該当しないとき 例 2. 入院・手術に対する診断書が提出されたが、約款所定の手術倍率表の手術種類に該当しないとき ※弊社では、保険金・給付金等のご請求もれを防止する観点から、幅広いご請求案内を実施しています。しかしながら、ご請求いただきながらお支払要件に該当せず、保険金・給付金等のお支払いが全くできない場合もあります。弊社では、こうした場合に、ご提出いただいた所定診断書取得費用相当額(一定金額)を弊社にて負担させていただきお取扱いを行っております。
その他	がん死亡保険金・がん入院給付金・がん手術給付金等においては、責任開始前にがん診断確定がされている場合、無効となります。また、保険金・給付金の請求手続きにおいて事実の確認を拒否された場合は、それが終わるまで保険金・給付金のお支払ができません。これらの該当契約がある場合は、死亡保険金や入院給付金などの支払事由に応じて件数を記載しております。